

エコユニットマーク 使用規則

2007年10月1日制定
東京商工会議所・施行商工会議所

1. エコユニットマークの使用者

エコユニットマークは、東京商工会議所にエコユニットとしての登録が認められたユニット（企業・団体等）に限り、その登録期間中において使用できます。

2. エコユニットマークの使用目的

エコユニットマークは、以下の目的に限って使用できます。

エコユニットとして環境保全活動に取り組んでいることをアピールする。
環境社会検定試験（eco 検定）およびエコユニット登録事業を紹介する。

3. エコユニットマークの使用用途

3-1. 特定の商品やサービスに関連しない以下の用途に使用できます。

エコユニットの活動内容、事業内容、環境に関する取組内容等を紹介する冊子（環境報告書等）、ポスター、広告、映像（ホームページ）等
封筒、名刺、レターヘッド等

3-2. 特定の商品やサービスとの関連を直接的・間接的に想起させる、以下のような用途には使用できません。

商品本体、及びそのパッケージや取扱説明書等
商品やサービスを主に紹介するチラシやカタログ、これに準ずる印刷物、映像等
印刷物や映像等における商品や商品近くへの掲載
店頭における商品等の近くでの使用

4. エコユニットマークの使用手続き

エコユニットマークの使用を希望するエコユニットは、所定の使用申込書に必要事項を記入の上、使用用途・デザイン等の資料を添えて、使用開始 30 日前までに東京商工会議所に提出してください。

東京商工会議所は、本規則に照らして提出書類を検討し、エコユニットマークの使用の承認・不承認を決定いたします。

東京商工会議所は、エコユニットマークの使用を承認、または不承認する旨の通知を行います。

5. エコユニットマークのデザイン

基本デザインを縮小または拡大して使用してください。

カラーの場合は、指定の色を使用してください。

{ C85%+Y100% (DIC2558p 100%) }

黒ベタの場合は、デザイン決定後に検討します。

ロゴマーク(4C/810)の色指定について



ロゴマーク(モノクロ)の色指定について



6. エコユニットマーク使用の更新

エコユニットマークは、エコユニット登録の更新手続きをもって、継続使用できます。

7. エコユニットマークに関する事故等

エコユニットマークを使用した印刷物等に関連した事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任のもとに必要な措置を講じていただきます。

8. エコユニットマークに関わる権利

エコユニットマークに関する一切の権利は、東京商工会議所に帰属します。

9. 本規則に反する使用をしたと東京商工会議所が判断した場合は、直ちにエコユニットマークの使用禁止、回収、撤回、エコユニット登録からの取り消しを行う場合があります。

< 附則 >

この規則は平成19年10月1日より施行します。